

平成30年 4 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年 4 月20日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 2 名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。
- 日程第1 議案第21号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件、日程第3 議案第23号から日程第5 議案第25号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月の臨時会から本日までの間の所管事項について、私のほうから報告をさせていただきます。お手元にご置きます教育長報告資料をご覧くださいいただければと思います。

3月29日以降の活動といたしまして、学校等の関係では、3月30日に退職者の辞令交付をさせていただきました。学校用務員、給食調理員として9名の方が、一般退職として32名、定年退職84名という大量の退職がございました。

また、事務局としても定年退職者1名、割愛という形で学校等への異動された指導主事等の皆さんが8名ほどございました。

これを受けまして、4月2日、3日、13日に新たな採用等の辞令交付をさせていただきました。校長、教頭的大幅な退職に伴いまして、総括教諭の昇任が49名、管理職の異動、配置換えで87名、転任新規採用等で83名の方に辞令を交付したところであります。

また、事務局としましても他部局から14名の異動が、新指導主事等として8名が新たに事務局に加わったところであります。

現場の小・中学校につきましては、小学校の校長としては20名の異動をさせていただきました。このうち13名が新たに昇任の対象でございました。また、教頭職につきましては37名の異動を行いまして、うち10名が新たに昇任したところであります。

中学校につきましても8名の方が異動をいたしましたが、このうち5名が新たな昇任者に、教頭職としては20名の方に異動を行い、うち6名の方が昇任いたしました。このような状況の中、校長並びに教頭の全く異動のなかった学校については、小学校では2校、中学校では1校という大変大幅な人事異動が行われた状況になっております。

次に4月5日から9日に入学・入園式が行われました。小学校1年生としては2,913名の方が、中学校には3,011名の方が入学したところであります。小学

校1年生の2,913名という形で3,000名を割りましたのはおとし以来の状況であり、今後も3,000人を割るような状況が続くのではないかという、少子化に直面をしているところであります。

このような中で、小学校につきましては、やはり偏在といったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、小規模校から大規模校までの人数の格差が生じております。4月5日現在では、小規模校としては走水小学校が54名、大規模校としては池上小学校で696名。中学校につきましても、鷹取中学校の181名から浦賀中学校の817名と、大幅に学校間における小規模、大規模の格差が生じているところであります。

一方、行政関係といたしましては、4月12日に神奈川県市町村教育委員会連合会の役員会と総会が大和市で開催されましたので、参加させていただいたところであります。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第2 議案第22号『平成31年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第22号『平成31年度使用教科用図書採択基本方針について』ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で、平成31年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成31年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮し採択する。3、教科用図書については、教科用図書採択検討委員会等の研究調査の結果を活用して採択するの3点です。

本年度は高等学校、特別支援学校——これには特別支援学級も含みます、これらの採択に加え、小学校の採択、そして中学校、特別の教科「道徳」の採択を行います。

ただし、小学校につきましては、新たな図書の申請がなかったこと、また来

年度に学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書採択が行われることから、4年前の採択における調査研究の結果等を活用することとし、調査部会を設置いたしません。

では、2ページから3ページをご覧ください。

教科用図書採択検討委員会条例です。

教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会、及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に關しての規定となります。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書に關する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、翌年度使用する教科用図書が決定されます。

続きまして、4ページから6ページについてご説明いたします。

教科用図書採択に關する事務處理について、必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

こちらの要綱につきましては、昨年度末に教育長決裁にて一部改正をいたしました。2点ございます。

1点目は、4ページ、第2条、5行目、6行目をご覧ください。このように、前年度の教科用図書検定において新たな図書の申請がなかった場合の条文整備を行いました。

2点目は、6ページの別表でございす。中学校の内訳をご覧ください。ここに本年度採択にかかる調査を行う中学校、特別の教科「道徳」調査部会を加えました。人数は他教科と同じく7名でございす。

続きまして7ページをご覧ください。こちらは採択事務の仕組みや流れについて図で示したものです。

本年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる小学校、中学校、高等学校、特別支援学校——これには特別支援学級も含みますが、その4つの専門部会を設置し、それぞれに学識経験者、保護者代表や市民代表、学校教育関係者で構成された6名、計24名で組織いたします。

それぞれの専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、5月29日から8月31日までといたします。

採択検討委員会の長は全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しております。

教科用図書展示会は6月15日から6月28日まで、横須賀地区教科用図書センター、これは教育研究所であります。また、ヴェルク横須賀で開催いたします。

どのような教科用図書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で平成31年度使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第22号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第26号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（教育指導課長）

それでは、議案第26号『教育長の臨時代理による事務の承認について』をご覧ください。

これにつきましては、管理運営規則第7条で、各学校に第5号様式を配付し、教育課程編成報告書の提出を義務づけているものでございます。

資料の一番後ろになりますけれども、見開きでつけておりますA3判の様式のほうをご覧くださいながら説明をさせていただきたいと思えます。

新学習指導要領の以降に際し、これまで教科外であった小学校道徳、これが今年度から特別の教科「道徳」と位置づけることになりました。また、小学校外国語活動につきましても、これまで小学校5、6年生で実施であったものが、小学校3、4年生でも実施ということとなりました。

こうしたことに伴い、教育課程編成報告書様式について一部を変更する必要があります。

今ご覧いただいている資料の黄色いマーカー部分、これが特別の教科「道徳」の変更点で、教科の中に入れ込んでございます。また、旧様式では斜線を引きまして、各教科等、必要のない欄を斜線で消しておりましたが、これを全て削除し、各学校において学習指導要領の規定に基づき時間数を記入し、そして必要のない欄は、学校において斜線を引いていただくといったような様式に変更してございます。

これにつきましては、この様式でございますので、まず斜線はなしで枠だけ

の様式にすること。これについては、今後学習指導要領の改訂が行われた場合でも引き続き使っていくというメリットがございます。また、この記入につきましては学校に記入の例を配付いたしまして、学校のほうで迷わずに記入できるように対応してまいりたいと思います。

本来ならば、前年度のうちに様式の改訂を行うものでしたが、文部科学省からの外国語活動の実数の確保の例示が遅れたことなどがありまして、様式の改訂がずれ込んでしまいました。大変申しわけありません。

第5号様式は、管理運営規則上、4月の末日を提出期限としていることから、教育長の臨時代理によって本案件を進めさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(小柳委員)

この書式に関する質問ではないんですが、申しわけありません。ここの理科、昔の書式ですと、理科が1年から6年まで、生活もですけれども、斜線が引いてあって、これは1年から6年まで、理科はやらないということでしたか。

(教育指導課長)

旧様式のほうをご覧ください。理科につきましては、これは実は、1、2年をやらないという意味での斜線になってございます。そして、生活につきましては、3、4、5、6年がないということでございます。

(小柳委員)

失礼いたしました。ありがとうございます。

(新倉教育長)

その辺、本来でしたら、斜線が引いてあるところは空欄となっているのが様式として正しいのかと思っており、毎度、この斜線を変える様式変更というのもしがちなものかということがあり、今回直させていただきたいと思ったところであります。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第26号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

校1年生の2,913名という形で3,000名を割りましたのはおとし以来の状況であり、今後も3,000人を割るような状況が続くのではないかという、少子化に直面をしているところであります。

このような中で、小学校につきましては、やはり偏在といったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、小規模校から大規模校までの人数の格差が生じております。4月5日現在では、小規模校としては走水小学校が54名、大規模校としては池上小学校で696名。中学校につきましても、鷹取中学校の181名から浦賀中学校の817名と、大幅に学校間における小規模、大規模の格差が生じているところであります。

一方、行政関係といたしましては、4月12日に神奈川県市町村教育委員会連合会の役員会と総会が大和市で開催されましたので、参加させていただいたところであります。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第2 議案第22号『平成31年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第22号『平成31年度使用教科用図書採択基本方針について』ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で、平成31年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成31年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮し採択する。3、教科用図書については、教科用図書採択検討委員会等の研究調査の結果を活用して採択するの3点です。

本年度は高等学校、特別支援学校——これには特別支援学級も含みます、これらの採択に加え、小学校の採択、そして中学校、特別の教科「道徳」の採択を行います。

ただし、小学校につきましては、新たな図書の申請がなかったこと、また来

(美術館運営課長)

基本的にはこの８点、全て寄贈、取得をするという形をとりました。

島田章三氏の作品につきましては、昨年の９月に寄贈のお話もいただきまして、その際に、まず寄贈いただくということをまず審議をしました。

今回、島田章三氏の作品については、評価額の審議だけをしたんですが、それ以外の２点につきましては、取得とあわせて評価額の評価を、審議をしたということになります。

(小柳委員)

続けて質問させていただきます。まずこの評価はどのような形でされたのかということと、それから評価をする意味というか、例えば市民の方に説明しないといけないとか、そういう何か意味があるのか。この２点について、教えてください。

(美術館運営課長)

まず評価額の根拠なんですが、同様の作家の作品につきまして、過去の当館ですとか、他の美術館の購入、寄贈の事例などを参考にして評価額というものを決めております。

それともう１点、なぜ評価をするかということ、この絵画を市のものとする場合、物品会計規則上、備品とする場合は、財産の評価額、評価を算出することになっております。このために評価を行っているということになります。

(小柳委員)

評価額等は、どこかに公表とかするんですか。

(美術館運営課長)

公表という形では、この絵画が幾らだという公表というものは、特に何かホームページですとかいうことは行っておりません。

(小柳委員)

ありがとうございます。

(新倉教育長)

私からも１点です。

例えば、財政状況等と、それから決算状況で備品等の調査があったときに取得額の総額は幾らだというような形というのは、まとめた金額ではどこかに出

ているということでもいいんですか。個別の評価額が一覧で出ているということは余り聞いていないんですけども。

(美術館運営課長)

個別ということではないですが、今おっしゃられたような形での数字というものは公表はされるということになります。

(三浦委員)

今回の寄贈と評価ではないんですけども、美術館では、この前、青山義雄展が終わりましたけれども、お土産を買おうと思っても何もないんですよね。美術展で見た印象に残るいいものを記念に買っていきたいと思い、私はいつも売店に寄るものですから。今回も浦賀水道というすばらしいものが、場所柄もいいし、絵もいいし、そういうものがあったんですけども、それを買おうと思ったらなかった。

売店で売るものについては、もう全部お店側に任せているんでしょうか。教育委員会のほうでいろいろ検討できるんでしょうか、ちょっと教えてください。

(美術館運営課長)

ショップの品ぞろえにつきましては、基本的にはショップのほうでつくっておりますので美術館のほうとして、特にこういうものをつくってくれということころまではお話をしていないんですけど、以前にもそういう意見をいただいているかと思います。ですので、そういうものにつきましては、事業者のほうに伝え、品ぞろえについて考えてもらうようなお話をしていきたいというふうに考えております。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

日程第 1 は神奈川県教育委員会が後日発表する案件、日程第 3 から日程第 5 は人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成30年 4 月 20 日（金） 午前10時19分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡